

屋敷林・社寺林を大切にしましょう

市では、森づくりをはじめ、緑化推進に努めています。まちの緑は、そこに住む人々に安らぎや潤いを与え、良好な環境の維持形成に大きな役割を果たしています。

以前は、ケヤキなどを防風林として屋敷内に植えた家がありましたが、今では数少なくなりました。この屋敷林や神社・寺院の社寺林を保全できるよう、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▶問い合わせ 都市計画課公園担当(内線5604)

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第4期納期限 3月1日(月)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった場合は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課業務担当 ☎564—0303

各種相談 (2月15日～3月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期日	時間	問い合わせ	
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	2月24日(水)	※予約は2月1日(月)から	午前9時30分～正午	地域づくり支援課 (内線252)
		3月11日(水)	※予約は2月15日(月)から	午後1時30分～4時	
行政機関に対する 意見・要望	産業文化会館 2階会議室	2月15日(月)	午後1時30分～3時30分		
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)	
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	3月10日(水)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉 支部 ☎564—0104	
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方対象に電話相談 も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556—9301	
内職	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後5時	商工観光課(内線383)	
税務(予約制)	関東信越税理士 会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前 10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554—1411	
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	収納課(内線236・237)	
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	2月16日(水)、3月2日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553—0131	

放射線量の測定値

・測定箇所 行田消防署本署地内 ・測定高 1メートル
1月10日(日) 午前9時 0.06マイクロシーベルト(晴れ) 午後3時 0.06マイクロシーベルト(晴れ)

納期のお知らせ(2月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)

国民健康保険税・・・8期
後期高齢者医療保険料・・・8期
介護保険料・・・8期

納期限 3月1日(月)

・市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
・納付の相談は随時収納課で実施しています。

▶問い合わせ 収納課収納担当(内線236・237)

特別徴収(年金からあらかじめ差し引かれる方)

2月支給の年金から差し引きます。

①市県民税
②国民健康保険税
③後期高齢者医療保険料
④介護保険料
▶問い合わせ ①税務課市民税担当(内線231)
②保険年金課国保担当(内線271)
③保険年金課医療担当(内線227)
④高齢者福祉課介護保険担当(内線277)

コミュニティセンターみずしろのロッカー使用申し込みを受け付けます

- ▶使用期間 4月1日(水)から1年間
- ▶貸出数 30台(1団体につき1台まで)
- ▶利用可能団体 コミュニティセンターみずしろを定期的(月1回以上)に利用している団体
※代表者が市内在住の団体であること
- ▶使用料 無料
- ▶その他 申し込みが貸出数を上回った場合は、公開抽選により使用団体を決定します(抽選の場合は別途、連絡します)。
- ▶申し込み 2月15日(月)～26日(金)午前9時～午後5時に電話で地域づくり支援課(土・日曜日、祝日を除く)。
※必要事項は団体名、代表者氏名・住所・電話番号
- ▶問い合わせ 同課協働推進担当(内線253)

令和3年度の行田市生活道路等整備事業評価が閲覧できます

市民の皆さんから寄せられた道路などの整備にかかる種々の要望の事業化に当たり、公平性・透明性を確保し、かつ効率的な事業執行が図れるよう「行田市生活道路等整備事業評価システム」を導入しています。

なお、事業評価の結果は、次の場所で閲覧できます。

▶閲覧場所および内容

- ①【道路治水課】生活道路や生活排水路の整備要望に関する事業評価
- ②【農政課】農道や農業用水・排水路の整備要望に関する事業評価

▶問い合わせ ①については道路治水課道路建設・維持補修・治水の各担当(内線5712)、②については農政課耕地担当(内線373)

2月は省エネルギー月間です

私たちの豊かな暮らしは、エネルギーの消費によって成り立っています。日常生活に欠かすことのできない電気、ガス、水道はもちろん、現代社会の土台になっている運輸、通信などもすべてエネルギーを利用してはいますが、エネルギーの大量消費は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の増加につながります。特に、冬の期間は暖房などによるエネルギーの消費量が増えることから、国では毎年2月を「省エネルギー月間」と定め、省エネルギーの推進を呼び掛けています。

このまちで暮らす私たちも、毎日の生活を少しだけ見直して、みんなで「行田エコタウン」をつくっていきましょう。

今日からできる冬の省エネ行動

- ・重ね着をして、暖房の温度を下げたり、利用時間を減らしたりしましょう。
- ・使わない家電製品は、コンセントからプラグを抜くか主電源を切りましょう。
- ・部屋を出るときは、明かりを消しましょう。
- ・風呂は冷めないうちに家族で続けて入りましょう。
- ・シャワーは流しっぱなしにせず、小まめに止めましょう。

▶問い合わせ 環境課環境政策担当 ☎556—9530



不用品情報(無料)

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、やり取りは無料で、登録期間は3カ月です。
なお、写真がなくても登録はできますが、写真を提供していただける方は、登録受け付けの際、その旨を申し出てください。

さしあげます

▷整理たんす ▷カラー複写機 ▷抱っこひも ▷絵本ラック ▷いす ▷机 ▷洗濯機 ▷漬物たる ▷チャイルドシート(乳幼児用) ▷ヘルスメーター

ゆずってください

▷大人用自転車 ▷ベビーサークル ▷置き時計 ▷掛け時計 ▷卓球台 ▷ベビーチェア ▷ベビーカー ▷子ども用自転車(男の子用) ▷ミシン

▼問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎556—9530